

KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス  
契約約款

平成28年5月21日

KDDI 株式会社

## (目 次)

### 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

### 第2章 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの品目等

- 第4条 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの品目等

### 第3章 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区域等

- 第5条 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区域等

### 第4章 契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 共同契約
- 第8条 第1種アクセス回線の終端
- 第9条 収容区域及び加入区域
- 第10条 高速イーサネット網契約申込の方法
- 第11条 高速イーサネット網契約申込の承諾
- 第12条 最低利用期間
- 第13条 品目等の変更
- 第14条 第1種アクセス回線の移転
- 第15条 契約者回線の異経路
- 第16条 契約者回線の利用の一時中断
- 第17条 権利の譲渡の禁止
- 第18条 契約者が行う高速イーサネット網契約の解除
- 第19条 当社が行う高速イーサネット網契約の解除
- 第20条 その他の提供条件

### 第5章 契約者回線群の設定等

- 第21条 契約者回線群の設定等
- 第22条 契約者回線群の変更
- 第23条 契約者回線群の廃止

### 第6章 付加機能

- 第23条の2 付加機能の提供
- 第23条の3 付加機能の利用の一時中断
- 第23条の4 付加機能の廃止

### 第7章 端末設備の提供等

- 第24条 端末設備の提供
- 第25条 端末設備の移転
- 第26条 端末設備の利用の一時中断

## 第8章 回線相互接続

- 第27条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第28条 他社接続回線の相互接続
- 第29条 他社接続回線の接続変更
- 第30条 接続休止
- 第31条 削除

## 第9章 利用中止及び利用停止

- 第32条 利用中止
- 第33条 利用停止

## 第10章 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用の制限等

- 第34条 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用の制限等

## 第11章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

- 第35条 料金及び工事に関する費用

### 第2節 料金の支払義務

- 第36条 定額利用料の支払義務
- 第37条 工事費の支払義務
- 第38条 線路設置費の支払義務
- 第39条 設備費の支払義務

### 第3節 料金の計算方法等

- 第40条 料金の計算方法等
- 第41条 料金等支払いの連帯責任

### 第4節 割増金及び遅延損害金

- 第42条 割増金
- 第43条 遅延損害金

### 第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

- 第44条 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

## 第12章 保守

- 第45条 契約者の維持責任
- 第46条 契約者の切分責任
- 第47条 修理又は復旧の順位

## 第13章 損害賠償

- 第48条 責任の制限
- 第49条 免責

## 第14章 雑則

- 第50条 承諾の限界
- 第51条 利用に係る契約者の義務
- 第52条 他人に使用させる場合の契約者の義務
- 第53条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等
- 第54条 技術的事項及び技術参考資料の閲覧

- 第55条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第56条 協定事業者によるKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに関する料金等の回収代行
- 第57条 契約者の氏名等の通知
- 第58条 協定事業者からの通知
- 第59条 法令に規定する事項
- 第60条 閲覧

- 第15章 附帯サービス
- 第61条 附帯サービス

別記

料金表  
通則

- 第1表 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金
  - 第2表 工事に関する費用
  - 第3表 附帯サービスに関する料金 別表
- 基本的な技術的事項

附則

## 第1章 総 則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

### (用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 高速イーサネット 收容網	同一の県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 高速イーサネット 県内中継網	高速イーサネット收容網の機能及び同一県内の高速イーサネット收容網相互を接続する機能を有する電気通信回線設備
5 高速イーサネット 県間中継網	高速イーサネット県内中継網相互を接続する電気通信回線設備
6 高速イーサネット 中継網	高速イーサネット県内中継網及び高速イーサネット県間中継網
7 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス	高速イーサネット收容網を使用して行う電気通信サービス又は高速イーサネット県内中継網を使用して行う電気通信サービス若しくは高速イーサネット中継網を使用して行う電気通信サービス並びに高速イーサネット收容網及び高速イーサネット中継網を使用して行う電気通信サービス
8 高速イーサネット 網サービス取扱局	東北インテリジェント通信株式会社の高速イーサネット網サービス契約約款に定める高速イーサネット網サービス取扱局
9 高速イーサネット 網サービス取扱所	KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに関する業務を行う当社の事務所
10 高速イーサネット	当社からKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供を受け

網契約	るための契約
11 契約者	当社と高速イーサネット網契約を締結しているもの
12 収容局設備	高速イーサネット収容網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
13 中継局設備	高速イーサネット中継網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
14 相互接続点	東北インテリジェント通信株式会社と東北インテリジェント通信株式会社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（東北インテリジェント通信株式会社が東北インテリジェント通信株式会社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	東北インテリジェント通信株式会社の高速イーサネット網サービス契約約款に定める協定事業者
16 他社接続回線	東北インテリジェント通信株式会社の高速イーサネット網サービス契約約款に定める他社接続回線
17 第1種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
18 第2種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と相互接続点との間に設置される電気通信回線
19 アクセス回線	第1種アクセス回線又は第2種アクセス回線
20 アクセス回線等	アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備
21 中継回線	収容局設備と中継局設備との間及び中継局設備相互間に設置される電気通信回線
22 利用契約回線	アクセス回線、中継回線
23 削除	削除
24 削除	削除
25 契約者回線	アクセス回線又は中継回線
26 アクセス回線群	KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスにおいて、高速イーサネット収容網又は高速イーサネット県内中継網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線により構成される回線群若しくは高速イーサネット収容網及び高速イーサネット中継網を使用して相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線並びに高速イーサネット県内中継網及び高速イーサネット県間中継網を使用して相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線
27 県内中継回線群	KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスにおいて、高速イーサネット県内中継網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線群に対応する中継回線により構成される回線群
28 県間中継回線群	KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスにおいて、高速イーサ

	ネット県間中継網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線群、県内中継回線群に対応する中継回線により構成される回線群
29 中継回線群	県内中継回線群及び県間中継回線群
30 契約者回線群	アクセス回線群、中継回線群
31 端末設備	アクセス回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
32 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
33 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
34 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び高速インターネット網端末等の接続の技術的条件
35 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの品目等

(KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの品目等)

第4条 当社の提供するKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスには、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金) に規定する品目及び通信の態様による細目があります。



### 第3章 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区域等

(KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区域等)

第5条 当社のKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

2 当社は、当社の指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

## 第4章 契約

### (契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の高速イーサネット網契約を締結します。

### (共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について契約者が2人以上となる高速イーサネット網契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

### (第1種アクセス回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを第1種アクセス回線の終端とします。

2 当社は、前項の第1種アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。）を定めるときは、契約者と協議します。

### (収容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表（KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金）に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

### (高速イーサネット網契約申込の方法)

第10条 高速イーサネット網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの品目及び通信の態様による細目
- (2) 第1種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込みにあつては、その第1種アクセス回線の終端の設置場所及びそのアクセス回線に対応するアクセス回線群
- (3) 第2種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込みにあつては、その第2種アクセス回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類、品目等、区間、協定事業者の氏名又は名称及びそのアクセス回線に対応するアクセス回線群
- (4) 中継回線に係る高速イーサネット網契約の申込みにあつては、その中継回線に対応するアクセス回線群及び中継回線群
- (5) 高速イーサネット網契約の申込みのあつたアクセス回線又は中継回線に対応する契約者回線群
- (6) 削除
- (7) その他高速イーサネット網契約申込みの内容を特定するために必要な事項

### (高速イーサネット網契約申込の承諾)

第11条 当社は、高速イーサネット網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その高速イーサネット網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあつた契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

- (2) 高速イーサネット網契約の申込みをした者が、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第2種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込にあつては、その第2種アクセス回線と他社接続回線との接続に関し、その第2種アクセス回線と接続することとなる他社接続回線について契約を締結している者同一の者とならないとき、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 削除
- (5) 契約者回線群の設定等、その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

- 第12条 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスについては、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金) に定めるところにより、最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
  - 3 契約者は、前項の最低利用期間内に高速イーサネット網契約の解除、契約者回線の品目等の変更又は移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

#### (品目等の変更)

- 第13条 契約者は、契約者回線の品目及び通信の態様による細目の変更の請求をすることができます。
- ただし、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第11条 (高速イーサネット網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### (第1種アクセス回線の移転)

- 第14条 契約者は、第1種アクセス回線の移転の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第11条 (高速イーサネット網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者回線の異経路)

- 第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路 (以下「異経路」といいます。) により設置します。

#### (契約者回線の利用の一時中断)

- 第16条 当社は、契約者から請求があつたときは、契約者回線の利用の一時中断 (その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

#### (権利の譲渡の禁止)

- 第17条 契約者が高速イーサネット網契約に基づいてKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う高速イーサネット網契約の解除)

第18条 契約者は、高速イーサネット網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ高速イーサネット網サービス取扱所に当社所定の解除通知書により通知していただきます。

(当社が行う高速イーサネット網契約の解除)

第19条 当社は、次の場合には、その契約者回線に係る高速イーサネット網契約を解除することがあります。

- (1) 第33条(利用停止)の規定により利用停止された契約者回線について、契約者がなおその事実を解消しないとき。
  - (2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第29条(他社接続回線の接続変更)に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。
  - (3) その高速イーサネット網契約に係る契約者回線群について、第23条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止の申し出があったときであって、第22条(契約者回線群の変更)第1項に規定する変更請求を行わないとき。
- 2 当社は、契約者が第33条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係る高速イーサネット網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その高速イーサネット網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第20条 高速イーサネット網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## 第5章 契約者回線群の設定等

### (契約者回線群の設定等)

- 第21条 契約者は、アクセス回線又は中継回線について、契約者回線群を指定し、高速イーサネット網サービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
  - 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
  - 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
  - 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

### (契約者回線群の変更)

- 第22条 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ契約者回線群の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
  - 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

### (契約者回線群の廃止)

- 第23条 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。
- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
  - (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第22条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
  - (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

## 第6章 付加機能

### (付加機能の提供)

第23条の2 当社は契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(KDDI Area Ethernet(TOHNnet)サービスの料金)に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等KDDI Area Ethernet(TOHNnet)サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

### (付加機能の利用の一時中断)

第23条の3 当社は契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、料金表第1表(KDDI Area Ethernet(TOHNnet)サービスの料金)に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (付加機能の廃止)

第23条の4 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) 付加機能の提供を受けている契約者から、高速イーサネット網契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第1表(KDDI Area Ethernet(TOHNnet)サービスの料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

## 第7章 端末設備の提供等

### （端末設備の提供）

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、そのアクセス回線について、料金表第1表（KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

### （端末設備の移転）

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

### （端末設備の利用の一時中断）

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

## 第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第27条 契約者は、アクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線と東北インテリジェント通信株式会社又は東北インテリジェント通信株式会社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する東北インテリジェント通信株式会社又は東北インテリジェント通信株式会社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。

3 契約者は、その接続について、第1項の規定により高速イーサネット網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線の相互接続)

第28条 当社は、他社接続回線と接続する高速イーサネット網契約申込を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(高速イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第30条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のKDDI Area Ethernet(TOHKnet)サービスを利用できなくなったときは、そのKDDI Area Ethernet(TOHKnet)サービスについて接続休止(そのKDDI Area Ethernet(TOHKnet)サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのKDDI Area Ethernet(TOHKnet)サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、そのKDDI Area Ethernet(TOHKnet)サービスについて、契約者から利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は高速イーサネット網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことをお知らせします。



- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その高速イーサネット網契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

### 第31条 削除

## 第9章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

第32条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
  - (3) 第34条 (KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用の制限等) の規定により、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第33条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間 (そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金その他の債務 (この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金、工事に関する費用、附帯サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。) が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
  - (2) 第51条 (利用に係る契約者の義務) 又は第52条 (他人に使用させる場合の契約者の義務) の規定に違反したとき。
  - (3) 当社の承諾を得ずに、アクセス回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (4) アクセス回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

## 第10章 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用の制限等

(KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用の制限等)

第34条 当社は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第11章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第35条 当社が提供するKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金) に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費、設備費とし、料金表第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの態様に応じて、基本回線料、加算額及び付加機能利用料を合算したものとします。

### 第2節 料金の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第36条 契約者は、その高速イーサネット網契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能又は端末設備の提供を開始した日から起算して、高速イーサネット網契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止 (以下この条において「解除等」といいます。) があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、定額利用料 (料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金) に規定する料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。) を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額利用料を支払っていただきます。

- ア 利用の一時中断をしたとき。
- イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを利用できなかった期間中の定額利用料を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態 (その高速イーサネット網サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) が生じた場合 (2欄又は3欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス (そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) に係る契約者回線についての定額利用料。

区 分		時間
下記以外の場合		1時間
KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの場合	(1) (2)、(3)以外のもの	12時間
	(2) 契約者回線の品目がイーサネット品目のもの、中継回線のもの	1時間
	(3) 契約者回線の品目がMDN型のもの	24時間

2 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス（そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての定額利用料。

3 端末設備の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る契約者回線を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。

利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス（そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての定額利用料。

3 第1項の期間において、契約者がKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、その他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者には、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る定額利用料を支払っていただきます。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の定額利用料を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスと相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る契約者回線についての定額利用料。

<p>生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	
<p>2 接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る契約者回線についての定額利用料。</p>

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 5 協定事業者との相互接続に係る料金の支払義務については、前4項の規定にかかわらず、第5節（協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等）に規定するところによります。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る料金の扱いについて、料金表第1表（KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第37条 契約者は、高速イーサネット網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前に高速イーサネット網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第38条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、アクセス回線の設置等の工事の着手前にその高速イーサネット網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) アクセス回線の終端が区域外（收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となる高速イーサネット網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- (2) アクセス回線の終端が区域外にあるアクセス回線について、その品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後のアクセス回線の終端が区域外となるアクセス回線の移転（移転後のアクセス回線の終端が移転前のアクセス回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）若しくは同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外におけるアクセス回線の新設工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第39条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する高速イーサネット網契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、アクセス回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第40条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第41条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

### 第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第42条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（遅延損害金）

第43条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第44条 当社は、協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき別記4に定めるところによります。



## 第12章 保 守

### (契約者の維持責任)

第45条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

第46条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がアクセス回線に接続されている場合であって、そのアクセス回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、高速イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験によりアクセス回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

。

### (修理又は復旧の順位)

第47条 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条（KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の契約者回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失し

た契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する高速イーサネット網取扱局を変更することがあります。

## 第13章 損害賠償

### (責任の制限)

第48条 当社は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り）に対応するそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る定額利用料の額（そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料の額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

### (免責)

第49条 当社は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（高速イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現にアクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

## 第14章 雑 則

### (承諾の限界)

第50条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が第2種アクセス回線である場合において、その第2種アクセス回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款又は料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る契約者の義務)

第51条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が高速イーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が高速イーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) そのアクセス回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 故意に通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為を行わないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### (他人に使用させる場合の契約者の義務)

第52条 契約者は、そのアクセス回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのアクセス回線等を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、そのアクセス回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、そのアクセス回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのアクセス回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのアクセス回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

ア 第45条 (契約者の維持責任)

- イ 第46条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記6 (自営端末設備の接続)
- エ 別記7 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記8 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記9 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等)

第53条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(技術的事項及び技術参考資料の閲覧)

第54条 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第55条 当社は、契約者から申し出があったときは、次の場合に限り協定事業者（東北インテリジェント通信株式会社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申し出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申し出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者によるKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに関する料金等の回収代行)

第56条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求をし、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき

- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(契約者の氏名等の通知)

第57条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とKDDI Are

a Ethernet (TOHKnet) サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。  
 ) の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第58条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第59条 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6から10に定めるところによります。

(閲覧)

第60条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第61条 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記11及び12に定めるところによります。

## 別記

### 1 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区域等

- (1) KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスは、次に掲げる区域において提供します。KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区域東北インテリジェント通信株式会社の契約約款に定める提供区域 (KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに相当する電気通信サービスに係るものに限ります。) と同じとします。
- (2) 当社のKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区間は、契約者回線の終端 (相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。) 相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間とします。

### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継したものが2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

### 4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

- (1) 協定事業者との相互接続に係る料金 (相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限ります。) については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて定めるものとします。
- (2) (1) の規定により、当社の提供区間を協定事業者が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取り扱いについては、この約款に定めるものを除き、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- (3) (1) の規定により、協定事業者の提供区間を当社が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取り扱いについては、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものを除き、この約款に定めるところによります。
- (4) (1) の規定にかかわらず、協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に別段の定めがある場合は、その定めによることによります。

### 5 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

- (1) アクセス回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内にお

いて、当社がアクセス回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- (2) 当社が高速イーサネット網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 当社は、アクセス回線の終端のある構内又は建物内において、契約者から管路等の特別な設備を使用してアクセス回線等を設置することを求められたときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。

## 6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。  
この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第3項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。  
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

## 8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通



信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続を請求していただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により、当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させる必要があります。  
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

#### 10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

#### 11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続き代行

当社は、契約者から要請があったときは、協定事業者（東北インテリジェント通信株式会社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

#### 12 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet（TO HKnet）サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します

#### 13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること

	(2) 発行部数が、1の題号について 8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第 131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

#### 14 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電氣的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 料金表 通則

### (料金の設定)

- 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続により提供するKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と当社が別に定める協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。  
この場合、当社が別に定める協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。
- 2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との相互接続により提供するKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る料金については、当社の提供区間と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の提供区間を合わせて当社が設定します。  
ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表の規定により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が設定する料金については、この限りではありません。

### (料金の計算方法)

- 3 当社は、契約者がその高速イーサネット網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線、付加機能若しくは端末設備の提供の開始又は契約者回線の増設があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日により高速イーサネット網契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
  - (3) 暦月の初日に契約者回線、付加機能若しくは端末設備の提供を開始又は契約者回線を増設し、その日にその高速イーサネット網契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
  - (4) (1) から (3) の場合を除いて、暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

### (料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(端数処理)

- 10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 11 第36条(定額利用料の支払義務)から第39条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の高速イーサネット網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(料金等の請求)

- 13 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金

1 適用

KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金の適用については、第36条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																																																							
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの提供区域について、1の高速イーサネット網サービス取扱局にアクセス回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																																							
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの料金を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <p>(7) アクセス回線の品目</p> <p>a 第1種アクセス回線のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">品 目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="17" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イーサネット品目</td> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>1Mb/s</td> <td>1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>2Mb/s</td> <td>2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>3Mb/s</td> <td>3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>4Mb/s</td> <td>4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>5Mb/s</td> <td>5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>6Mb/s</td> <td>6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>7Mb/s</td> <td>7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>8Mb/s</td> <td>8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>9Mb/s</td> <td>9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>20Mb/s</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>30Mb/s</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>40Mb/s</td> <td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>50Mb/s</td> <td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>60Mb/s</td> <td>60Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>70Mb/s</td> <td>70Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>80Mb/s</td> <td>80Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>90Mb/s</td> <td>90Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>1Gb/s</td> <td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 第2種アクセス回線のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">品 目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>DA型のもの</td> <td>128kb/s 128kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>MDN</td> <td>0.5Mb/s 0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>		品 目	内 容	イーサネット品目	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの		品 目	内 容		DA型のもの	128kb/s 128kbit/sの符号伝送が可能なもの		MDN	0.5Mb/s 0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																																						
イーサネット品目	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	4Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	6Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	7Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	8Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	9Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																							
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																							
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																							
1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																							
	品 目	内 容																																																						
	DA型のもの	128kb/s 128kbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
	MDN	0.5Mb/s 0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						

型のも の	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 第1種アクセス回線の10Mb/sから1Gb/sまでの品目にあつては、高速イーサネット収容網に所属する収容局設備にそのアクセス回線を収容し、その他の品目にあつては、高速イーサネット県内中継網に所属する中継局設備にそのアクセス回線を収容します。
- 2 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定める高速イーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。
- 3 当社は、2に規定するアクセス回線の終端（第1種アクセス回線の1Gb/sの品目に限ります。）の場所に当社の回線終端装置を設置します。
- 4 「DA型のもの」とは、他社接続回線が東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表等に規定する高速デジタル伝送サービス（エコノミークラスのものに限ります。）のものをいいます。以下同じとします。
- 5 削除
- 6 「MDN型のもの」とは、他社接続回線が第2種アクセス回線に係るものについては、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表等に規定するATMデータ通信網サービスのものを利用するものをいいます。以下同じとします。
- 7 MDN型のものと接続される電気通信回線の品目は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のATMデータ通信網サービスに関する契約約款及び料金表に規定するもののうち、その上限伝送速度がMDN型のものにおける品目と同一のものとしします。
- 8 MDN型のものと接続される電気通信回線の通信の区別は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のATMデータ通信網サービスに関する契約約款及び料金表に規定するタイプ1に係るものとしします。
- 9 契約者は第13条（品目等の変更）の規定にかかわらず、MDN型のものとMDN型以外のもの相互間の品目の変更を行うことが出来ません。

(イ) 中継回線の品目

a 県内中継回線のもの

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mb/sの符号伝送が可能なもの

b 県間中継回線のもの

品 目	内 容
128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 「県内中継回線」とは、県内に終始する中継回線のことをいいます。以下同じとします。
- 2 「県間中継回線」とは、県内中継回線以外の中継回線のことをいいます。以下同じとします。
- 3 県内中継回線の契約にあたって、その県内中継回線に対応する高速イーサネット収容網において県内中継回線の品目を超えるアクセス回線の品目が含まれない場合に限り提供します。

ただし、次の場合にはこの限りではありません。  
 この場合、100Mb/sのものであって2以上の数の県内中継回線に限り提供します。  
 ・その県内中継回線に対応する高速イーサネット収容網においてアクセス回線の品目に1Gb/sのものが含まれているとき。

4 県間中継回線の契約にあたって、その県間中継回線に対応する高速イーサネット県内中継網において県間中継回線を超えるアクセス回線の品目又は県内中継回線の品目が含まれない場合に限り提供します。

5 県内中継回線の契約にあたって、1のアクセス回線群に対して当社が定める数の県内中継回線に限り提供します。

6 県間中継回線の契約にあたって、1のアクセス回線群又は県内中継回線群に対して当社が定める数の県間中継回線に限り提供します。

(ウ) 削除

イ 契約者回線は、高速イーサネット収容網及び高速イーサネット中継網で、網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとしします。

ウ 第2種アクセス回線のMDN型のものに係る料金は、その態様に応じて2(料金額)(1-1)A-2Cに規定するア、イ及びウに係る料金又は2(料金額)(1-2)A-2Cに規定するア、イ及びウに係る料金を合算した額としします。

エ ウの規定にかかわらず、第2種アクセス回線のMDN型のものに係る料金の一部(他社接続回線の契約者回線に係る部分に限ります。)を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が定める場合は、他社接続回線の契約者回線に係る部分の料金は適用しません。

オ KDDI Area Ethernet(TOHKnet)サービスに係る料金額は、次のとおり適用します。

区 分	適 用
契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の県内にあるもの(以下、「プラン1に係るもの」といいます。)	その高速イーサネット網契約の態様に応じて、2(料金額)(1-1)A、Bの合算と(2)及び(3)を適用します。
上記以外のもの(以下、「プラン2に係るもの」といいます。)	その高速イーサネット網契約の態様に応じて、2(料金額)の(1-2)のA、B、Cの合算と(2)及び(3)を適用します。

(3) 削除



<p>(4) 他社接続回線の料金減額の適用</p>	<p>ア 第2種アクセス回線のDA型のもの(1.5Mb/s品目のものに限ります。)については、2の(1)の額から1契約ごとに税抜価格2,000円を減額して適用します。</p> <p>イ 第2種アクセス回線のMDN型のもの又は利用回線のMDN型のものに係る料金の一部(他社接続回線の契約者回線に係る部分に限ります。)については、2の(1)の額から1契約ごとに税抜価格2,000円を減額して適用します。</p> <p>ただし、この表の(2)のオの規定が適用される場合は、この限りではありません。</p>						
<p>(5) 削除</p>							
<p>(6) 最低利用期間内に高速イーサネット網契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア KDDI Area Ethernet(TOHKnet)サービスについては、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第36条(定額利用料の支払義務)及び料金表通則3から5までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="523 949 1394 1447"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 949 1070 1032">区 分</th> <th data-bbox="1070 949 1394 1032">支払を要する料金の額(税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1032 1070 1240">1 高速イーサネット網契約の解除があった場合</td> <td data-bbox="1070 1032 1394 1240">残余の期間に対応する基本回線料(以下この表において「料金」といいます。)に相当する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1240 1070 1447">2 契約者回線の品目等の変更又は移転があった場合(変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額がある場合に限ります。)</td> <td data-bbox="1070 1240 1394 1447">左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 2欄の場合に、品目等の変更と同時にそのアクセス回線の設置場所において、契約者回線の 신설又は高速イーサネット網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>	区 分	支払を要する料金の額(税抜価格)	1 高速イーサネット網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する基本回線料(以下この表において「料金」といいます。)に相当する額	2 契約者回線の品目等の変更又は移転があった場合(変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額がある場合に限ります。)	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額
区 分	支払を要する料金の額(税抜価格)						
1 高速イーサネット網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する基本回線料(以下この表において「料金」といいます。)に相当する額						
2 契約者回線の品目等の変更又は移転があった場合(変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額がある場合に限ります。)	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額						
<p>(7) 削除</p>							
<p>(8) 長期継続利用に係る基本回線料の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者から、その高速イーサネット網契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における料金については、2(料金額)(1)の額(この表の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれかを1つ選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">月額</p>						

種 類	継続して利用 する期間	基本回線料の減額 (税抜価格)
(7) 3年利用	3年間	2(料金額)(1)の額に0.07 を乗じて得た額
(4) 6年利用	6年間	2(料金額)(1)の額に0.11 を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(高速イーサネット網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間も含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その高速イーサネット網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にKDD I Area Ethernet(TOHKnet)サービスの品目等の変更により、その高速イーサネット網契約に係る料金の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれに次に掲げる料金の額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する料金の額に消費税相当額を加算した額と既支払額(消費税相当額を加算した額に限り、以下この欄において同じとします。)との総額が通常の高速イーサネット網契約の総支払額(消費税相当額を加算した額に限り、以下この欄において同じとします。)を下回る場合は、通常の高速イーサネット網契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する料金の額(税抜価格)
(7) 品目等の変更により料金が減	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除し

	<p>少した場合</p> <p>(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</p>	<p>て得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額</p> <p>残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額</p>														
(9) 削除																
(10) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、KDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスに係る契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス（第2種アクセス回線（MDN型のものに限り。）に係るもの及び付加機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その高速イーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第46条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービス（そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限り。）に係る料金（以下この表において「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合にはこの限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取り扱いについては、当社は第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号及び同条第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第30条（接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 第32条（利用中止）第1項の規定により、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき。</p> <p>(ウ) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき。</p> <p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する基本回線料及び加算額の合計額（この表の(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="518 1769 1396 2072"> <thead> <tr> <th>アに規定する状態が連続した時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上 1時間未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>1時間以上 2時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2時間以上 4時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4時間以上 6時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6時間以上 8時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上 48時間未満</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>		アに規定する状態が連続した時間	料金返還率	30分以上 1時間未満	3%	1時間以上 2時間未満	10%	2時間以上 4時間未満	20%	4時間以上 6時間未満	30%	6時間以上 8時間未満	40%	8時間以上 48時間未満	50%
アに規定する状態が連続した時間	料金返還率															
30分以上 1時間未満	3%															
1時間以上 2時間未満	10%															
2時間以上 4時間未満	20%															
4時間以上 6時間未満	30%															
6時間以上 8時間未満	40%															
8時間以上 48時間未満	50%															

	48時間以上	100%
	<p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>（ア）（イ）以外の場合  その暦月におけるその第1種高速イーサネット網契約に係る故障回復時間返還基準額（その暦月において料金表通則の4の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の4及び5の規定に基づき算出した額とします。）の額（第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）</p> <p>（イ）その暦月がKDDI Area Ethernet (TOHKnet)サービスの提供を開始した暦月であって、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet)サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の場合  その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet)サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(11)欄又は(12)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p>	
(11) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2（料金額）に規定する基本回線料（この表の(1)欄から(11)欄までの適用又は料金表通則の4の規定（第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に0.03を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet)サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は接続休止があったとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(10)欄又は(12)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の遅延時間返</p>	

	<p>還料金額の取り扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p>												
<p>(12) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した稼働率（1の暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から、契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスを全く利用できない状態（その高速イーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、1の暦月における2（料金額）に規定する基本回線料（第2種アクセス回線（MDN型のものに限ります。）に係るものを除き、この表の(1)欄から(9)欄までの適用又は料金表通則の4の規定（第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、第30条（接続休止）の規定により接続休止としたとき又は第32条（利用中止）第1項の規定によりそのKDDI Area Ethernet (TOHKnet) サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="518 1187 1396 1444"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上98.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上95.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この表の(10)欄から(12)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	稼働率	料金返還率	99.8%以上99.99%未満	1%	98.0%以上99.8%未満	3%	95.0%以上98.0%未満	10%	90.0%以上95.0%未満	20%	90.0%未満	100%
稼働率	料金返還率												
99.8%以上99.99%未満	1%												
98.0%以上99.8%未満	3%												
95.0%以上98.0%未満	10%												
90.0%以上95.0%未満	20%												
90.0%未満	100%												
<p>(13) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア その第1種アクセス回線の終端に係る高速イーサネット網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（その第1種アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定変更又は第1種アクセス回線の終端に係る高速イーサネット網サービス取扱局の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>												

	ウ その第1種アクセス回線が異経路（(11)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。
(14) 異経路による第1種アクセス回線の加算額の適用	ア 第1種アクセス回線の終端が直接收容されている高速イーサネットサービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。 イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは再算定します。
(15) 回線接続装置等の料金の適用	当社が回線接続装置等（回線接続装置又はイーサネット変換装置をいいます。以下同じとします。）を提供した場合、回線接続装置等に係る加算額を適用します。
(16) 回線終端装置の料金の適用	当社が回線終端装置を提供した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
(17) 削除	
(18) 配線設備の料金の適用	当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。 ア アクセス回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
(19) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の基本回線料（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(20) 特別な電気通信設備の料金の適用	第1種アクセス回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。
(21) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能利用料を適用します。

## 2 料金額

### (1) 基本回線料

#### (1-1) プラン1に係るもの

##### A アクセス回線のもの

##### A-1 第1種アクセス回線のもの

##### a 削除

##### b イーサネット品目のもの

アクセス回線 1回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	41,000円
1Mb/s	46,000円
2Mb/s	61,000円
3Mb/s	77,000円
4Mb/s	91,000円
5Mb/s	107,000円
6Mb/s	117,000円
7Mb/s	126,000円
8Mb/s	134,000円
9Mb/s	143,000円
10Mb/s	72,000円
20Mb/s	75,000円
30Mb/s	78,000円
40Mb/s	81,000円
50Mb/s	84,000円
60Mb/s	87,000円
70Mb/s	90,000円
80Mb/s	92,000円
90Mb/s	94,000円
100Mb/s	96,000円
1Gb/s	263,000円

##### A-2 第2種アクセス回線のもの

##### a DA型のもの

アクセス回線 1回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
128kb/s	25,000円

##### b 削除

##### c MDN型のもの

##### ア イ及びウ以外の部分

アクセス回線 1回線ごとに月額

品 目	他社接続回線の通信の態様による 細目	料 金 額 (税抜価格)
-----	-----------------------	-----------------

	サービス クラスに よる区別	上限伝送 速度の細 目	最低伝送 速度の細 分	
0.5Mb/s	クラス1	500kb/s	—	12,000円
	クラス2	500kb/s	100kb/s	10,000円
300kb/s			10,000円	
1Mb/s	クラス1	1Mb/s	—	16,000円
	クラス2	1Mb/s	100kb/s	14,000円
500kb/s			14,000円	
2Mb/s	クラス1	2Mb/s	—	22,000円
	クラス2	2Mb/s	200kb/s	18,000円
1Mb/s			18,000円	
3Mb/s	クラス2	3Mb/s	300kb/s	20,000円
4Mb/s			4Mb/s	1.5Mb/s
		5Mb/s		5Mb/s
6Mb/s			6Mb/s	
		7Mb/s		7Mb/s
8Mb/s			8Mb/s	
		9Mb/s		9Mb/s
10Mb/s			10Mb/s	
		7Mb/s		7Mb/s
8Mb/s			8Mb/s	
		9Mb/s		9Mb/s
10Mb/s			10Mb/s	
		9Mb/s		9Mb/s
10Mb/s			10Mb/s	
	10Mb/s	10Mb/s		1Mb/s
10Mb/s			10Mb/s	5Mb/s

イ 他社接続回線の契約者回線（東日本電信電話株式会社のATMデータ通信網サービスに関する契約約款及び料金表に規定する契約者回線に係る部分に限ります。）に係る部分

アクセス回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
3Mb/sのもの	14,500円
6Mb/sのもの	16,900円
9Mb/sのもの	18,100円
12Mb/sのもの	19,300円
15Mb/sのもの	20,600円
18Mb/sのもの	21,900円
21Mb/sのもの	23,100円
24Mb/sのもの	24,300円
27Mb/sのもの	25,700円
30Mb/sのもの	26,900円



33Mb/sのもの	28,200円
36Mb/sのもの	29,400円
39Mb/sのもの	30,700円
42Mb/sのもの	32,000円

ウ 他社接続回線の論理チャネル（東日本電信電話株式会社のATMデータ通信網サービスに関する契約約款及び料金表に規定する論理チャネルに係る部分に限ります。）に係る部分

1の論理チャネルごとに月額

他社接続回線の通信の態様による細目			料 金 額 (税抜価格)
サービスクラスによる区別	上限伝送速度の細目	最低伝送速度の細分	
クラス1	500kb/s	—	17,900円
クラス2	500kb/s	100kb/s	4,100円
		300kb/s	10,700円
クラス1	1Mb/s	—	35,800円
クラス2	1Mb/s	100kb/s	4,800円
		500kb/s	18,500円
クラス1	2Mb/s	—	64,800円
クラス2	2Mb/s	200kb/s	9,300円
		1Mb/s	37,000円
クラス2	3Mb/s	300kb/s	13,900円
		1.5Mb/s	52,200円
	4Mb/s	400kb/s	18,500円
		2Mb/s	67,400円
	5Mb/s	500kb/s	23,600円
		2.5Mb/s	84,800円
	6Mb/s	600kb/s	27,800円
		3Mb/s	102,200円
	7Mb/s	700kb/s	32,500円
		3.5Mb/s	117,300円
	8Mb/s	800kb/s	37,100円
		4Mb/s	132,500円
9Mb/s	900kb/s	41,700円	
	4.5Mb/s	146,500円)	
10Mb/s	1Mb/s	47,200円	
	5Mb/s	160,600円	

B 県内中継回線のもの

県内中継回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s	80,000円
20Mb/s	85,000円
30Mb/s	90,000円

40Mb/s	95,000円
50Mb/s	100,000円
60Mb/s	104,000円
70Mb/s	108,000円
80Mb/s	112,000円
90Mb/s	116,000円
100Mb/s	120,000円

(1-2) プラン2に係るもの

A アクセス回線のもの

A-1 第1種アクセス回線のもの

- a 削除                      b イーサネット品目のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	45,000円
1Mb/s	53,000円
2Mb/s	69,000円
3Mb/s	86,000円
4Mb/s	104,000円
5Mb/s	122,000円
6Mb/s	134,000円
7Mb/s	146,000円
8Mb/s	158,000円
9Mb/s	170,000円
10Mb/s	93,000円
20Mb/s	96,000円
30Mb/s	99,000円
40Mb/s	102,000円
50Mb/s	105,000円
60Mb/s	108,000円
70Mb/s	111,000円
80Mb/s	114,000円
90Mb/s	117,000円
100Mb/s	120,000円
1Gb/s	300,000円

A-2 第2種アクセス回線のもの

- a DA型のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
128kb/s	25,000円

- b 削除

- c MDN型のもの

- ア イ及びウ以外の部分

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	他社接続回線の通信の態様による細目			料 金 額 (税抜価格)
	サービス クラスに よる区別	上限伝送 速度の細 目	最低伝送速 度の細分	
0.5Mb/s	クラス1	500kb/s	—	12,000円
	クラス2	500kb/s	100kb/s	10,000円

			300kb/s	10,000円
1Mb/s	クラス 1	1Mb/s	—	16,000円
	クラス 2	1Mb/s	100kb/s	14,000円
500kb/s			14,000円	
2Mb/s	クラス 1	2Mb/s	—	22,000円
	クラス 2	2Mb/s	200kb/s	18,000円
1Mb/s			18,000円	
3Mb/s	クラス 2	3Mb/s	300kb/s	20,000円
			1.5Mb/s	20,000円
4Mb/s		4Mb/s	400kb/s	24,000円
			2Mb/s	24,000円
5Mb/s		5Mb/s	500kb/s	28,000円
			2.5Mb/s	28,000円
6Mb/s		6Mb/s	600kb/s	31,000円
			3Mb/s	31,000円
7Mb/s		7Mb/s	700kb/s	34,000円
			3.5Mb/s	34,000円
8Mb/s		8Mb/s	800kb/s	37,000円
			4Mb/s	37,000円
9Mb/s		9Mb/s	900kb/s	40,000円
			4.5Mb/s	40,000円
10Mb/s	10Mb/s	1Mb/s	43,000円	
		5Mb/s	43,000円	

イ 他社接続回線の契約者回線（東日本電信電話株式会社のATMデータ通信網サービスに関する契約約款及び料金表に規定する契約者回線に係る部分に限ります。）に係る部分

アクセス回線 1回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
3Mb/sのもの	14,500円
6Mb/sのもの	16,900円
9Mb/sのもの	18,100円
12Mb/sのもの	19,300円
15Mb/sのもの	20,600円
18Mb/sのもの	21,900円
21Mb/sのもの	23,100円
24Mb/sのもの	24,300円
27Mb/sのもの	25,700円
30Mb/sのもの	26,900円
33Mb/sのもの	28,200円
36Mb/sのもの	29,400円
39Mb/sのもの	30,700円
42Mb/sのもの	32,000円

ウ 他社接続回線の論理チャネル（東日本電信電話株式会社のATMデータ通

信網サービスに関する契約約款及び料金表に規定する論理チャンネルに係る部分に限ります。)に係る部分

1の論理チャンネルごとに月額

他社接続回線の通信の態様による細目			料 金 額 (税抜価格)
サービスクラスによる区別	上限伝送速度の細目	最低伝送速度の細分	
クラス 1	500kb/s	—	17,900円
クラス 2	500kb/s	100kb/s	4,100円
		300kb/s	10,700円
クラス 1	1Mb/s	—	35,800円
クラス 2	1Mb/s	100kb/s	4,800円
		500kb/s	18,500円
クラス 1	2Mb/s	—	64,800円
クラス 2	2Mb/s	200kb/s	9,300円
		1Mb/s	37,000円
クラス 2	3Mb/s	300kb/s	13,900円
		1.5Mb/s	52,200円
	4Mb/s	400kb/s	18,500円
		2Mb/s	67,400円
	5Mb/s	500kb/s	23,600円
		2.5Mb/s	84,800円
	6Mb/s	600kb/s	27,800円
		3Mb/s	102,200円
	7Mb/s	700kb/s	32,500円
		3.5Mb/s	117,300円
	8Mb/s	800kb/s	37,100円
		4Mb/s	132,500円
	9Mb/s	900kb/s	41,700円
		4.5Mb/s	146,500円
	10Mb/s	1Mb/s	47,200円
		5Mb/s	160,600円

B 県内中継回線のもの

県内中継回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s	88,000円
20Mb/s	93,000円
30Mb/s	98,000円
40Mb/s	103,000円
50Mb/s	108,000円
60Mb/s	113,000円
70Mb/s	118,000円
80Mb/s	123,000円
90Mb/s	128,000円
100Mb/s	133,000円

C 県間中継回線のもの

県間中継回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
128kb/s	15,000円
512kb/s	70,000円
1Mb/s	72,000円
1.5Mb/s	85,000円
2Mb/s	91,000円
3Mb/s	97,000円
4Mb/s	103,000円
5Mb/s	109,000円
6Mb/s	115,000円
7Mb/s	121,000円
8Mb/s	127,000円
9Mb/s	133,000円
10Mb/s	140,000円
20Mb/s	160,000円
30Mb/s	175,000円
40Mb/s	190,000円
50Mb/s	205,000円
60Mb/s	220,000円
70Mb/s	235,000円
80Mb/s	250,000円
90Mb/s	265,000円
100Mb/s	280,000円

## (2) 加算額

月額

料金種別	単 位	区 分		料 金 額 (税抜価格)
区域外線路 使用料	区域外線路100 mまでごと	メタル配線		700円
		光配線		1,000円
異経路の線 路使用料	—	—		別に算定する実費
特別電気通 信設備使用 料	—	—		別に算定する実費
回線接続装 置使用料	1台ごと	高速ディジタ ル品目	128Kb/s用のもの	4,000円
		イーサネット 品目	0.5Mb/sから 100Mb/sまでの もの	5,000円
回線終端装 置使用料	1台ごと	イーサネット 品目	1Gb/s用のもの	60,000円
イーサネッ ト変換装置 使用料	1台ごと	契約者回線の品目がMDN型の もの		15,000円
配線設備 使用料	1配線ごと	メタル配線		70円
		光配線		2,000円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サー ビス取扱所において閲覧に供します。				

(3) 付加機能利用料

				月額
区分	単位	品目		料 金 額 (税抜価格)
優先制御機能	1の契約者回線毎に	高速デジタル品目	128kb/sのもの	3,000円
		MDN型のもの	10Mb/sまでのもの	10,000円
		イーサネット品目	100Mb/sまでのもの	10,000円
備考	<p>ア 当社は、契約者又は協定事業者より請求があった場合にのみこの機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、契約者回線の品目が100Mb/sを越えるものについては、この機能を提供しません。</p> <p>ウ 当社は、契約者回線の品目がMDN型のものについては、最低伝送速度の細分が上限伝送速度に対して等しいもの、又はその半分のものに限り、この機能を提供します。</p>			

第2 削除



第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第37条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、端末設備及び高速イーサネット網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。														
(2) 品目等の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事を適用し、移転、接続変更又は他社接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。														
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 配線設備に係る工事</td> <td>配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 回線接続等に係る工事</td> <td>                     契約者回線について、接続工事を要する次の場合に適用します。                      アクセス回線を收容局設備又は中継局設備に接続する場合                      中継回線を收容局設備及び中継局設備に接続する場合又は中継局設備相互間に接続する場合                 </td> </tr> <tr> <td>エ 相互接続点に係る工事</td> <td>                     相互接続点（第2種アクセス回線の利用回線に係るものを除きます。）において次の工事をする場合に適用します。                      接続工事                      他社接続回線接続変更                      その他の工事                 </td> </tr> <tr> <td>オ 利用の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 付加機能に係る工事</td> <td>優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 回線接続等に係る工事	契約者回線について、接続工事を要する次の場合に適用します。 アクセス回線を收容局設備又は中継局設備に接続する場合 中継回線を收容局設備及び中継局設備に接続する場合又は中継局設備相互間に接続する場合	エ 相互接続点に係る工事	相互接続点（第2種アクセス回線の利用回線に係るものを除きます。）において次の工事をする場合に適用します。 接続工事 他社接続回線接続変更 その他の工事	オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。	カ 付加機能に係る工事	優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。
工事の区分	適 用														
ア 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。														
イ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。														
ウ 回線接続等に係る工事	契約者回線について、接続工事を要する次の場合に適用します。 アクセス回線を收容局設備又は中継局設備に接続する場合 中継回線を收容局設備及び中継局設備に接続する場合又は中継局設備相互間に接続する場合														
エ 相互接続点に係る工事	相互接続点（第2種アクセス回線の利用回線に係るものを除きます。）において次の工事をする場合に適用します。 接続工事 他社接続回線接続変更 その他の工事														
オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。														
カ 付加機能に係る工事	優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。														

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類	工 事 費 の 額 (税抜価格)
-----------	---------------------

		メタル配線	光配線
配線設備に係る工事		4,000円	12,000円
端末設備に係る工事	回線接続装置等の取付けに係るもの	8,000円	
	回線終端装置の取付けに係るもの	20,000円	
回線接続等に係る工事		2,500円	
相互接続点に係る工事	第2種アクセス回線の相互接続点に係るもの	2,000円	
	他社接続回線（東日本電信電話株式会社に係るものであって、当社が別に定める場合に限る。）の相互接続点に係るもの	2,000円	
利用の一時中断に係る工事		6,500円	
付加機能に係る工事	優先制御機能に係るもの	10,000円	
備考 上記工事に伴い、引込み柱以降において建柱等特殊な工事を要する場合は、別に算定する費用を支払っていただきます。			

(注) 上記の相互接続点に係る工事のうち、当社が別に定める場合とは他社接続回線が東日本電信電話株式会社の専用サービスに関する契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービスである場合をいいます。

## 第2 線路設置費

### 1 適用

線路設置費の適用については、第38条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる場合（アクセス回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに高速イーサネット網契約を締結して、その場所でKDDI Area Ethernet (TOHknet) サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときはこの差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (TOHknet) サービスに係る高速イーサネット網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 28%; padding: 5px;">                 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）             </td> </tr> </table> <p>イ KDDI Area Ethernet (TOHknet) サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 28%; padding: 5px;">                 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）             </td> </tr> </table> <p>ウ ア又はイの規定は、契約者回線が異経路となる場合は準用しません。</p>	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (TOHknet) サービスに係る高速イーサネット網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (TOHknet) サービスに係る高速イーサネット網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							

### 2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 (税抜価格)
メタル配線	59,000円
光配線	97,000円



### 第3 設備費

#### 1 適用

設備費の適用については、第39条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

#### 2 設備費の額

区 分	内 容
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。

### 第3表 附帯サービスに関する料金

#### 第1 支払証明書の発行手数料

##### 1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記12（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

#### 2 料金額

区 分	単 位	料金額（税抜価格）
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円

##### 備考

- 1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

別表 基本的な技術的事項

1 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
高速デジタル品目	128kb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 IEEE802.3u	10BASE-T準拠又は 100BASE-TX準拠	
イーサネット品目	0.5Mb/s、 1Mb/s～10Mb/s (1Mb/s毎)、 20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 IEEE802.3u	10BASE-T準拠又は 100BASE-TX準拠	

2 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
イーサネット品目	0.5Mb/s、 1Mb/s～10Mb/s (1Mb/s毎)、 20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s毎)	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3u		

3 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
イーサネット品目	1Gb/s	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3z	1000BASE-SX準拠	

附 則

(実施期日)

この約款は、平成19年5月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年3月31日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記12の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
  - 2 削除
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
  - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
- (附則の改正)
- 2 平成26年6月1日付附則第2項を「削除」に改めます。
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
  - 4 この廃止規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。